

「ウクライナ人道危機救援金」の受付期間を延長します

ウクライナにおける紛争は各地に甚大な被害を及ぼすとともに、国内外に大量の避難民が発生し、令和5年になっても停戦の兆しは見えない状況となっています。日本赤十字社ではウクライナ人道危機救援金の受付期間をさらに延長しました。それに伴い、中津川市でも救援金の受付期間を延長します。

■受付期間

令和4年3月18日（金）から令和6年3月31日（日）まで

■受付場所

健康福祉会館、市役所本庁舎、各総合事務所・地域事務所、中央公民館、市立図書館、市民病院、坂下診療所

■救援金の送付など

いただいた救援金は随時、日本赤十字社岐阜県支部に送金しています。

■参考

当初の受付は、令和4年3月18日（金）から開始していましたが、今回で3回目の期間延長となります。

お問い合わせ先

市民福祉部 社会福祉課 担当者：大橋

電話：0573-66-1111（内線 616）